

保護者の皆様へ

保育園・認定こども園・事業所内保育所の 新型コロナウイルス感染症の対応に関するお願い

新型コロナウイルス特別警報II(感染警戒レベル5)発出中

長野県によると県内においても従来株より感染性が高く、ワクチンの発症予防効果が低下する可能性が指摘されているオミクロン株への感染が確認されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止の観点から、1月11日現在において、市内の一部の保育園及び学校で休園・休校の措置が取られています。

保育園等内の感染拡大防止のため、あらためて次の点にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

感染拡大防止対策及び登園自粛にご協力ください

1 登園時の健康観察の徹底について

- ・登園する前に、お子様の検温、健康状態の把握を確実にお願いします。体調が優れない場合には、登園を控えていただきますようお願いいたします。
- ・同居のご家族の健康状態の把握もお願いします。家庭内感染から保育園等でのクラスター発生が想定されるため、**同居のご家族の中に発熱等の風邪症状の方がいる場合は、登園を控えていただきますようお願いいたします。**また、ご心配な場合には園にご相談ください。
- ・少しでも体調に異変を感じた場合は、外出を控えていただき、速やかに医療機関に相談してください。
- ・不安な場合は、飯田市で配布している簡易検査キットや、県が行う薬局での無料の抗原定性検査を利用して、検査してください。

2 保育所等への登園自粛要請について

- ・新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、家庭での保育が可能なご家庭については、園児の登園を控えていただきますようご協力願います。なお、保育料・副食費については、来月以降に日割り計算にて精算(還付)いたします。

○登園自粛要請期間 令和4年1月13日(木)から令和4年1月23日(日)まで

※今後の状況により、延長等変更となる場合は、あらためてご案内いたします。

3 感染者への配慮について

- ・誰がいつどこで感染してもおかしくないという状況です。感染した方を責めるようなことのないように、差別や誹謗中傷は行わず、お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げていただきますようお願いいたします。

こんな時は、保育園等に必ずご連絡ください

お子さんやご家族の方が

- 保健所から連絡を受けてPCR検査又は抗原定量検査を受ける**場合
(受けることが決まった時点でご連絡ください)
- 濃厚接触者**となった場合
- 新型コロナウイルス感染症の感染が確認**された場合

登園停止や臨時休園となる場合があります

お子さんや職員に新型コロナウイルス感染症の**感染が確認された場合**や、**濃厚接触者となった場合**は次のような対応を行います。

状 況	保育所等の対応
お子さん又は職員が濃厚接触者となった場合※送迎を行う同居のご家族が濃厚接触者の場合 要相談	感染者と最後に接触した日から14日間登園停止 になります。
お子さん又は職員が新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合	治癒するまでの間、登園停止 になります。
陽性となったお子さん 保育所等の臨時休園	臨時休園期間は、保健所の調査を踏まえて個別に判断 します。